

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

（人事課）

一

訓 令 甲

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（人事課）

一

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和四年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成十八年宮城県規則第八十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（副知事の担当事務に関する規程の廃止）

第一条 副知事の担当事務に関する規程（平成十八年宮城県訓令甲第二十二号）は、廃止する。

（事務決裁規程の一部改正）

第二条 事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

副知事は、知事の決裁を要しないと認める事務を専決することができる。

第五条第一項の表知事の項中「副知事の担当事務に関する規程により当該事務を担当すること

とされた副知事（同規程に規定する共管事務については、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則に規定する第一順位の副知事）、他の副知事の順」を削る。

（附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部改正）

第三条 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県交通安全対策会議の項中「副知事の担当事務に関する規程（平成十八年宮城県訓令甲第二十二号）により総務企画一般に関することを担当することとされた」を削る。

（職員分限懲戒審査会規程の一部改正）

第四条 職員分限懲戒審査会規程（昭和四十五年宮城県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 審査会に会長及び副会長を置き、会長は副知事の職にある者を、副会長は総務部長の職にある者をもつて充てる。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。